

○ 証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
<p>（免許申請書に添付すべき電磁的記録）</p> <p>第一条の三 法第五十六条の二十四第四項において準用する法第八十一条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとす</p> <p>「項を削る。」</p>	<p>（免許申請書に添付すべき電磁的記録）</p> <p>第一条の三 法第五十六条の二十四第四項において準用する法第八十一条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。</p> <p>2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X六〇五に規定する方式</p> <p>3 第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 申請者の商号</p> <p>二 申請年月日</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。